

軽米地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
軽米町	平成25年3月14日	令和4年3月15日
対象地区名(地区内の集落名)		
軽米地区(蓮台野、荒町、仲町、本町、大町、元屋町、上新町、下新町、向川原、軽米駒木、新大鳥、君成田、萩田、新光団地、門前、桜山、緑ヶ丘)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	259.02	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	168.14	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	72.27	ha
ⅰ うち後継者未定(戻る可能性が大きい)の農業者の耕作面積の合計	5.56	ha
ⅱ うち後継者未定(戻る可能性が不明)の農業者の耕作面積の合計	8.10	ha
Ⅲ うち後継者について不明(いない)の農業者の耕作面積の合計	28.45	ha
④ 地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.89	ha
(備考)		

- 注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・今後、中心経営体引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定や後継者がいないと回答した農業者の耕作面積の方が32.22ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
・地区内の75歳以上の耕作面積の割合が約49%(約127ha)となっており、数年後、管理できない農地が増えることが懸念される。
・小区画・不整形や軽トラックがようやく通れる程度の狭い耕作道に接続しているなど耕作条件の悪い農地については、年々耕作放棄地が増えてきている。耕作はできなくてもよいから草刈りを行うなど景観を維持していくことが必要。
・ほ場が点在しているため、機械の移動時間がかかる。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地域の農地利用は、地域の中心経営体35経営体が担っていく。農地の貸付、売渡の意向が確認された農地約36haのうち、中心経営体引き受け意向のある農地については、積極的に集積を進めていく。
70歳以上の中心経営体が8経営体と全体の約24%を占めており、5年後には75歳以上となることから中心経営体になりうる担い手を育成または他地域から受け入れるなど、新たな中心経営体への農地の集約化を図る。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	
経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構等を活用した貸借を進める。	
(2) 担い手の確保	
農業次世代人材投資事業や軽米町親元就農給付金事業の活用により、新規就農者の確保、親元就農者の円滑な経営継承を行い、当地域の中核となる担い手の確保、育成を図る。	
(3) 耕作放棄地の発生防止	
多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金等を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐとともに、除草、花の植栽等による地域の景観を維持する取組を進める。	
(4) 基盤整備の実施	
各種補助事業を活用し、畦畔除去や耕作道の整備など簡易な基盤整備の取組を進める。	

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	28 人	2 法人
② 認定新規就農者	1 人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	2 人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	2 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	47.02 ha	259.02 ha	18 %
今後	56.91 ha	259.02 ha	22 %

上館地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
軽米町	平成25年3月14日	令和3年3月1日
対象地区名(地区内の集落名)		
上館地区(山田、仲軽米、沢里、上館、岩崎、車門)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	237.76	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	151.20	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	44.22	ha
ⅰ うち後継者未定(戻る可能性が大きい)の農業者の耕作面積の合計	1.34	ha
ⅱ うち後継者未定(戻る可能性が不明)の農業者の耕作面積の合計	6.95	ha
Ⅲ うち後継者について不明(いない)の農業者の耕作面積の合計	23.17	ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.42	ha
(備考)		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・今後、中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定や後継者がいないと回答した農業者の耕作面積の方が11.04ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。 ・地区内の75歳以上の耕作面積の割合が約37%(約87ha)となっており、数年後、管理できない農地が増えることが懸念される。 ・農地が点在しているため、移動に時間がかかり、作業と同じくらい時間がかかる。 ・耕作放棄地が増加してきており、耕作はできなくてもよいから草刈りを行うなど景観を維持していくことが必要。 ・法面が大きく草刈りに要する労力が大きい。 ・農地の区画が小さい。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地域の農地利用は、地域の中心経営体34経営体が担っていく。農地の貸付、売渡の意向が確認された農地約16haのうち、中心経営体を引き受け意向のある農地については、積極的に集積を進めていく。
70歳以上の中心経営体が7経営体と全体の約21%を占めており、5年後には75歳以上となることから中心経営体になりうる担い手を育成または他地域から受け入れるなど、新たな中心経営体への農地の集約化を図る。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	
経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構等を活用した貸借を進める。	
(2) 担い手の確保	
農業次世代人材投資事業や軽米町親元就農給付金事業の活用により、新規就農者の確保、親元就農者の円滑な経営継承を行い、当地域の中核となる担い手の確保、育成を図る。	
(3) 耕作放棄地の発生防止	
多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金等を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐとともに、除草、花の植栽等による地域の景観を維持する取組を進める。	
(4) 基盤整備の実施	
各種補助事業を活用し、畦畔除去など簡易な基盤整備の取組を進める。	

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	25 人	4 法人
② 認定新規就農者	1 人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	4 人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	67.07 ha	237.76 ha	28 %
今後	87.49 ha	237.76 ha	37 %

長倉地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注: 本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
軽米町	平成25年3月14日	令和3年3月1日
対象地区名(地区内の集落名)		
長倉地区(長倉)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	84.62	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	69.07	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	9.52	ha
ⅰ うち後継者未定(戻る可能性が大きい)の農業者の耕作面積の合計	0.00	ha
ⅱ うち後継者未定(戻る可能性が不明)の農業者の耕作面積の合計	0.00	ha
Ⅲ うち後継者について不明(いない)の農業者の耕作面積の合計	1.08	ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	17.21	ha
(備考)		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・地区内の75歳以上の耕作面積の割合が約24%(約20ha)と他地区よりも75歳未満の農業者が耕作しているが、数年後、農家の高齢化も進み、管理できない農地が増えることが懸念される。
・畑作については基盤整備を行っている農地が多いが、水田については不整形な区画や耕作道が狭いなど耕作条件が悪く、将来的に耕作放棄地になる可能性が高い。
・鳥獣被害が多く、営農意欲の減退が危惧されている。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地区の農地利用は、認定農業者15経営体が担っていく。75歳以上で後継者未定や後継者がいないと回答した農業者の耕作面積については中心経営体を引き受けていく。
70歳以上の中心経営体が6経営体と全体の約40%を占めており、5年後には75歳以上となることから後継者への円滑な経営継承又は中心経営体になりうる担い手を育成し、農地を維持していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	
経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構等を活用した貸借を進める。	
(2) 担い手の確保	
当地区には、法人経営体がないため、法人化の取組を進める。 農業次世代人材投資事業や軽米町親元就農給付金事業の活用により、新規就農者の確保、親元就農者の円滑な経営継承を行い、当地域の中核となる担い手の確保、育成を図る。	
(3) 耕作放棄地の発生防止	
多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金等を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐとともに、除草作業等による地域の景観を維持する取組を進める。	
(4) 鳥獣被害防止対策	
侵入防止柵の設置等により、被害を未然に防止する取組を進める。	

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	15 人	法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	52.64 ha	84.62 ha	62 %
今後	69.85 ha	84.62 ha	83 %

晴高地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注: 本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
軽米町	平成25年3月14日	令和3年3月1日
対象地区名(地区内の集落名)		
晴高地区(下尾田、上尾田、小松、苅敷山、向高家、高家、西里、外川目、下晴山、上晴山、早渡、内城)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	467.91	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	260.73	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	56.05	ha
ⅰ うち後継者未定(戻る可能性が大きい)の農業者の耕作面積の合計	5.29	ha
ⅱ うち後継者未定(戻る可能性が不明)の農業者の耕作面積の合計	30.57	ha
Ⅲ うち後継者について不明(いない)の農業者の耕作面積の合計	22.29	ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	19.12	ha
(備考)		

- 注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・今後、中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定や後継者がいないと回答した農業者の耕作面積の方が39.03ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。 ・地区内の75歳以上の耕作面積の割合が約39%(約183ha)となっており、数年後、管理できない農地が増えることが懸念される。 ・農地を借りたくても水はけの悪い農地や道が狭く大型機械の通行が困難など、耕作条件が悪い農地については、現状のままでは借りることができない。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地域の農地利用は、地域の中心経営体45経営体が担っていく。農地の貸付、売渡の意向が確認された農地約43haのうち、中心経営体を引き受け意向のある農地については、積極的に集積を進めていく。
比較的には場条件の良い高家地区、向井田地区の水田、高台地区の畑を中心に中心経営体への集積・集約化を図る。
70歳以上の中心経営体が12経営体と全体の約27%を占めており、5年後には75歳以上となることから中心経営体になりうる担い手を育成または他地域から受け入れるなど、新たな中心経営体への農地の集約化を図る。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構等を活用した貸借を進める。
(2) 担い手の確保	農業次世代人材投資事業や軽米町親元就農給付金事業の活用により、新規就農者の確保、親元就農者の円滑な経営継承を行い、当地域の中核となる担い手の確保、育成を図る。 新たに法人を設立し、作業受託や農地の貸借などの検討を行う。
(3) 耕作放棄地の発生防止	多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金等を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐとともに、除草、花の植栽等による地域の景観を維持する取組を進める。
(4) 基盤整備の実施	各種補助事業を活用し、耕作道等の耕作条件の改善を図る。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	26 人	2 法人
② 認定新規就農者	2 人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	8 人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	7 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	109.90 ha	467.91 ha	23 %
今後	129.02 ha	467.91 ha	28 %

円子地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
軽米町	平成25年3月14日	令和3年3月1日
対象地区名(地区内の集落名)		
円子地区(上円子、下円子上組、下円子下組、板橋、蛇口、大沢)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	278.66	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	156.52	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	60.06	ha
ⅰ うち後継者未定(戻る可能性が大きい)の農業者の耕作面積の合計	0.96	ha
ⅱ うち後継者未定(戻る可能性が不明)の農業者の耕作面積の合計	14.56	ha
Ⅲ うち後継者について不明(いない)の農業者の耕作面積の合計	18.45	ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	25.56	ha
(備考)		

- 注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・今後、中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定や後継者がいないと回答した農業者の耕作面積の方が8.41ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
・地区内の75歳以上の耕作面積の割合が約41%(114ha)となっており、数年後、管理できない農地が増えることが懸念される。
・受け手農家は条件の悪いほ場を借りることに抵抗がある。
・受け手農家に後継者がいない。
・不整形なほ場なので作業効率が悪い。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地区の農地利用は、地域の中心経営体28経営体が担っていく。農地の貸付、売渡の意向が確認された農地約15haのうち、中心経営体を引き受け意向のある農地については、積極的に集積を進めていく。
70歳以上の中心経営体が8経営体と全体の約29%を占めており、5年後には75歳以上となることから中心経営体になりうる担い手を育成または他地域から受け入れるなど、新たな中心経営体への農地の集約化を図る。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構等を活用した貸借を進める。
(2) 担い手の確保	農業次世代人材投資事業や軽米町親元就農給付金事業の活用により、新規就農者の確保、親元就農者の円滑な経営継承を行い、当地域の中核となる担い手の確保、育成を図る。
(3) 耕作放棄地の発生防止	多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金に取り組んでいる農地は継続して取組む。また、対象農地の拡大を進め、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐとともに、地域での農地集積・集約化の取り組みを進める。
(4) 基盤整備の実施	各種補助事業を活用し、暗渠排水の整備など簡易な基盤整備の取組を進める。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	12 人	2 法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	14 人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	63.67 ha	278.66 ha	23 %
今後	89.23 ha	278.66 ha	32 %

小軽米地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注: 本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
軽米町	平成25年3月14日	令和3年3月1日
対象地区名(地区内の集落名)		
小軽米地区(戸草内、下増子内、上増子内、七ツ役、河北、上河南、下河南、沢田、松ノ脇、百目金、八木沢、屋敷、市野々、小玉川)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	447.27	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	278.22	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	86.43	ha
ⅰ うち後継者未定(戻る可能性が大きい)の農業者の耕作面積の合計	11.61	ha
ⅱ うち後継者未定(戻る可能性が不明)の農業者の耕作面積の合計	23.83	ha
Ⅲ うち後継者について不明(いない)の農業者の耕作面積の合計	24.42	ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	42.44	ha
(備考)		

- 注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・今後、中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定や後継者がいないと回答した農業者の耕作面積の方が17.42ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
・地区内の75歳以上の耕作面積の割合が約44%(約195ha)となっており、数年後、管理できない農地が増えることが懸念される。
・増子内の畑は、道路がないため耕作放棄地が増加傾向にある。
・小軽米地区の田は7a区画で耕作道も狭く、作業効率が悪い。
・耕作道が狭く、大型機械が農地に行くことができない。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地域の農地利用は、地域の中心経営体36経営体が担っていく。農地の貸付、売渡の意向が確認された農地約42haのうち、中心経営体を引き受け意向のある農地については、積極的に集積を進めていく。
小軽米地区の水田については、ほ場整備実施に向け取組を進め、中心経営体への集積・集約化を図る。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構等を活用した貸借を進める。
(2) 基盤整備への取組	農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、小軽米地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。また、各種補助事業を活用し、畦畔除去や耕作道の整備など簡易な基盤整備の取組を進める。
(3) 担い手の確保	農業次世代人材投資事業や軽米町親元就農給付金事業の活用により、新規就農者の確保、親元就農者の円滑な経営継承を行い、当地域の中核となる担い手の確保、育成を図る。
(4) 耕作放棄地の発生防止	多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金等を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐとともに、除草作業等による地域の景観を維持する取組を進める。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	23 人	1 法人
② 認定新規就農者	1 人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	8 人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	3 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	83.01 ha	447.27 ha	19 %
今後	125.45 ha	447.27 ha	28 %

笹渡地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注: 本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
軽米町	平成25年3月14日	令和3年3月1日
対象地区名(地区内の集落名)		
笹渡地区(高柳、鶴飼、笹渡、百鳥)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	308.21	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	192.72	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	33.25	ha
ⅰ うち後継者未定(戻る可能性が大きい)の農業者の耕作面積の合計	2.48	ha
ⅱ うち後継者未定(戻る可能性が不明)の農業者の耕作面積の合計	4.53	ha
Ⅲ うち後継者について不明(いない)の農業者の耕作面積の合計	0.86	ha
④ 地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	38.83	ha
(備考)		

- 注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・地区内の75歳以上の耕作面積の割合が約31%(約94ha)となっており、数年後、管理できない農地が増えることが懸念される。
・農地利用については個人経営体が担っているが、1経営体当たりの耕作面積が大きく、リタイアした時の農地の利用が課題。
・担い手農家は土地を借りたい気持ちはあるが、整備されていない小さいほ場、日当たりが悪い、水はけが悪いなど耕作条件の悪い土地は借りることに抵抗がある。また、当地区は畜産農家が多いため、草地としての利用が多く、区画が大きくなければ作業効率が悪いので、借りることができない。
・耕作道や水路を横断する橋が狭く、機械が通ることができない。
・農地にシカ、クマ、イノシシが入り、デントコーンを食べられて困っている。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地区の農地利用は、地域の中心経営体20経営体が担っていく。農地の貸付、売渡の意向が確認された農地約3haのうち、中心経営体引き受け意向のある農地については、積極的に集積を進めていく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構等を活用した貸借を進める。
(2) 担い手の確保	1経営体の耕作面積が大きく、リタイアしたときの農地の利用が課題となるため、農業次世代人材投資事業や軽米町親元就農給付金事業の活用により、新規就農者の確保、親元就農者の円滑な経営継承を行い、当地域の中核となる担い手の確保、育成を図る。
(3) 基盤整備の実施	各種補助事業を活用し、耕作道等の耕作条件の改善を図る。
(4) 鳥獣被害防止対策の取組	侵入防止柵の設置等により、被害を未然に防止する取組を進める。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	11 人	3 法人
② 認定新規就農者	1 人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	5 人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	149.77 ha	308.21 ha	49 %
今後	188.60 ha	308.21 ha	61 %

米田地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
軽米町	平成25年3月14日	令和3年3月1日
対象地区名(地区内の集落名)		
米田地区(蜂ヶ塚、米田、牛ヶ沢、民田山、大久保)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	210.63	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	122.00	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	42.21	ha
ⅰ うち後継者未定(戻る可能性が大きい)の農業者の耕作面積の合計	8.17	ha
ⅱ うち後継者未定(戻る可能性が不明)の農業者の耕作面積の合計	12.92	ha
Ⅲ うち後継者について不明(いない)の農業者の耕作面積の合計	7.08	ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.44	ha
(備考)		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・今後中心経営体を引き受けきる意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定や後継者不明の農業者の耕作面積の方が、22.73ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
・地区内の75歳以上の耕作面積の割合が約43%(約91ha)となっており、数年後、管理できない農地が増えることが懸念される。
・不整形・小区画であり、水はけが悪い農地が多く、道路も狭いため作業効率が悪い。
・後継者が町外に住んでいたり、同居していても農業をやらない。
・畜産農家が草地として農地を利用しているがリタイアすると一気に耕作放棄地になってしまうおそれがある。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地区の農地利用は、地域の中心経営体26経営体が担っていく。農地の貸付、売渡の意向が確認された農地約7haのうち、中心経営体を引き受け意向のある農地については、積極的に集積を進めていく。
70歳以上の中心経営体が8経営体と全体の約31%を占めており、5年後には75歳以上となることから中心経営体になりうる担い手を育成または他地域から受け入れるなど、新たな中心経営体への農地の集約化を図る。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構等を活用した貸借を進める。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(2) 担い手の確保	当地域の中心経営体は他地域と比べて少ないため、農業次世代人材投資事業や軽米町親元就農給付金事業の活用により、新規就農者の確保、親元就農者の円滑な経営継承を行い、当地域の中核となる担い手の確保、育成を図る。
(3) 耕作放棄地の発生防止	多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金等を活用し、地域が一体となって農地の耕作放棄地化を未然に防ぐとともに、除草作業等による地域の景観を維持する取組を進める。
(4) 基盤整備の実施	各種補助事業を活用し、暗渠排水の整備や耕作道等の整備など簡易な基盤整備の取組を進める。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	9 人	法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	6 人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	11 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	68.44 ha	210.63 ha	32 %
今後	73.88 ha	210.63 ha	35 %

観音林地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注: 本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
軽米町	平成25年3月14日	令和3年3月1日
対象地区名(地区内の集落名)		
観音林地区(下野場、上野場、高清水、横枕、沼、観音林東、観音林西、観音林南、観音林北)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	347.07	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	242.34	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	89.90	ha
ⅰ うち後継者未定(戻る可能性が大きい)の農業者の耕作面積の合計	5.37	ha
ⅱ うち後継者未定(戻る可能性が不明)の農業者の耕作面積の合計	14.46	ha
Ⅲ うち後継者について不明(いない)の農業者の耕作面積の合計	36.17	ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	34.57	ha
(備考)		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・今後、中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定や後継者がいないと回答した農業者の耕作面積の方が21.43ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。 ・地区内の75歳以上の耕作面積の割合が約44%(約154ha)となっており、数年後、管理できない農地が増えることが懸念される。 ・繁忙期の臨時雇用者の高齢化が進んでおり、手作業でしかできない作業もあるため、臨時雇用がなければ規模縮小しなければならない。 ・借りたい農地はあるが、その農地に行く道路が狭く、大型機械の通行が困難なため、借りることができない。
--

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地域の農地利用は、地域の中心経営体30経営体が担っていく。農地の貸付、売渡の意向が確認された農地約29haのうち、中心経営体を引き受け意向のある農地については、積極的に集積を進めていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	
経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構等を活用した貸借を進める。	
(2) 担い手の確保	
新規就農する場合、初期費用がかかるためリタイアする農家の機械やほ場の貸付など初期費用が掛からず、営農技術を習得する方法を検討する。また、農業次世代人材投資事業や軽米町親元就農給付金事業の活用により、新規就農者の確保、親元就農者の円滑な経営継承を行い、当地域の中核となる担い手の確保、育成を図る。	
(3) 労働力の確保	
臨時雇用者も高齢化しており、農業機械の導入による労働力の軽減や冬期間の雇用を含めた労働力の確保について検討する。	
(4) 基盤整備の実施	
各種補助事業を活用し、耕作道の整備など簡易な基盤整備の取組を進める。	

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法 人
① 認定農業者	20 人	法人
② 認定新規就農者	2 人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	2 人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	3 人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	3 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	104.08 ha	347.07 ha	30 %
今後	138.65 ha	347.07 ha	40 %

山内地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注: 本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
軽米町	平成25年3月14日	令和3年3月1日
対象地区名(地区内の集落名)		
山内地区(山口、貝喰、山内駒木、山内大久保、上谷地渡、下谷地渡、平、中村、和当地、竹谷袋、東、新井田、大清水、駒板、東台)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	469.45 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	243.59 ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	54.13 ha
ⅰ うち後継者未定(戻る可能性が大きい)の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha
ⅱ うち後継者未定(戻る可能性が不明)の農業者の耕作面積の合計	16.29 ha
Ⅲ うち後継者について不明(いない)の農業者の耕作面積の合計	23.78 ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	28.43 ha
(備考)	

- 注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・今後、中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定や後継者がいないと回答した農業者の耕作面積の方が11.64ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
・地区内の75歳以上の耕作面積の割合が約29%(約134ha)となっており、数年後、管理できない農地が増えることが懸念される。
・新規就農者は、機械導入など初期費用がかかる。
・雇用するにもほとんどの農家が冬期間の収入がないため、通年で雇用できない。
・借りてほしいと言われるが耕作道が狭く困っている。
・ハト、シカ、クマなどの鳥獣被害が多く、対策に要する時間や経費がかかり、収益性が上がらない。
・耕作道が狭く、大型機械が農地に行くことが困難。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地域の農地利用は、地域の中心経営体33経営体が担っていく。農地の貸付、売渡の意向が確認された農地約37haのうち、中心経営体を引き受け意向のある農地については、積極的に集積を進めていく。
ほ場整備を行ったほ場条件の良い大清水・駒板地区の水田を中心に中心経営体への集積・集約化を図る。
70歳以上の中心経営体が7経営体と全体の約21%を占めており、5年後には75歳以上となることから中心経営体になりうる担い手を育成または他地域から受け入れるなど、新たな中心経営体への農地の集約化を図る。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構等を活用した貸借を進める。
(2) 担い手の確保	農業次世代人材投資事業や軽米町親元就農給付金事業の活用により、新規就農者の確保、親元就農者の円滑な経営継承を行い、当地域の中核となる担い手の確保、育成を図る。また、先輩農家のもとで技術を習得し、その後、自分で独立して農業を行う方法など営農技術を習得する方法を検討する。
(3) 鳥獣被害防止対策の取組	侵入防止柵の設置等により、被害を未然に防止する取組を進める。
(4) 労働力の確保	農繁期に農家へ人材を派遣する人材バンクや冬期間の雇用を含めた労働力の確保について検討する。
(5) 基盤整備の実施	各種補助事業を活用し、耕作道の整備など簡易な基盤整備の取組を進める。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	28 人	1 法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	3 人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	1 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	107.75 ha	469.45 ha	23 %
今後	136.18 ha	469.45 ha	29 %